

平成26年第10回教育委員会定例会記録

平成 26 年 6 月 25 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成26年6月25日（水）午後2時00分～午後2時17分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場俊一 職務代理者 田中奈那子
委員 對馬初音 教育長 井出隆安

欠席委員 委員 折井麻美子

出席説明員 事務局次長 井口順司 学校教育部長 玉山雅夫

生涯学習スポーツ担当部長 井山利秋 中央図書館長 渡辺均

特命事項参事 和久井義久 庶務課長 岡本勝実

教育企画課長 筒井鉄也 学務課長 植田敏郎

特別支援課長 塩畑まどか 学校支援課長 青木則昭

学校整備課長 喜多川和美 生涯学習推進課長 濱美奈子

スポーツ課長 人見吉也 済美教育センター所長 白石高士

済美教育センター統括指導主事 平崎一美 中央図書館長 大林俊博

特命事項担当副参事 高沢正則

事務局職員 庶務係長 井上廣行 法規担当係長 岩田晃司

担当書記 仲野祥一

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第38号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) スーパー食育スクール事業 (SSS) 実施について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) アンネのバラの植樹式について

目 次

議案

議案第38号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 8

報告事項

- (1) スーパー食育スクール事業（SSS）実施について・・・・・・・・・・ 4
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・・・ 5
- (3) アンネのバラの植樹式について・・・・・・・・・・ 6

委員長 皆様、こんにちは。予報どおりですけれども、突然の豪雨と雷で、家を出る時、ちょうどすごい降り方になってしまっていて。昨日もそうなのですけれども。

追い討ちをかけるように、2014FIFAワールドカップ ブラジル大会も残念ながら悔しい思いで見えていましたけれども、日本のメンバーも、皆よく頑張ったなどというふうに思っています。また、これからを期待したいなということを改めて感じているのは多分、皆さんも同じではないかなと思います。

それでは、ただいまから、平成26年第10回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日は折井委員が欠席でございますが、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めさせていただきます。なお、本日の議事録の署名委員は對馬委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。本日の議事日程は、ご案内のとおり議案が1件、報告事項が3件となっております。

なお、日程第1、議案第38号は区長からの協議案件で、意思形成過程上の案件であるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条に基づき、この議案の審議を非公開にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がありませんので、日程第1、議案第38号につきましては、会議を非公開とし、報告事項の聴取の後に審議することにいたします。

それでは、日程第2、報告事項の聴取を行います。

まず初めに、「スーパー食育スクール事業（SSS）実施について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 私からは、スーパー食育スクール事業の実施について、ご報告申し上げます。本来でしたら、4月からの事業開始でございますので、4月早々にご報告すべきところですが、国からの決定通知、また、関係部署との調整がございまして、本日になりましたこととお詫び申し上げます。

資料をご覧ください。まず、この事業につきましては、文部科学省の所管事業でございまして、700万円程度の事業でございます。

全国で33の小・中・高校が選ばれ、その中で杉並区の三谷小学校も選ばれたということでございます。

1番目の事業の目的でございますけれども、こちらは国のモデル事業でございまして、関係機関・団体との連携による食育のモデル実践プログラムの構築、それらを先進的な事例として、全国に広げて食育の底上げを図る。そのために科学的な視点も加えるということでございます。

2番目の実施校は杉並区立三谷小学校でございます。

3番目の事業概要でございますけれども、外部の専門家等を活用するということで、今回、女子栄養大学の協力を得まして、特に、事前・事後の調査の分析等をお願いするものでございます。また、和食中心の教育を推進するということで、和食の推進を大きな柱にしまして、様々な関係者と連携をとり、食育を通じた学力向上等を目指していくものです。また、食文化の理解ということで研究を進め、最後にまた、女子栄養大学の大きな協力を得て、科学的検証の結果を報告するというところでございます。

4番目の学校テーマ及び具体的内容ということで、こちらは三谷小学校が独自に考えたプログラムでございます。別紙で資料としてつけさせていただいておりますので、ご参考いただければありがたいと思います。

まず、第一に、消費者と農業者との関係を太くするというで、具体的には忍野村での田植え。これは、保護者も一緒に生徒と忍野村に行って田植えをして稲刈りをする。また、区立学校と区内にある都立学校との協定も結ばれたところでございますので、近くの都立農芸高校からの技術的な支援、また、資材物資の協力をお願いできることになっております。

第二に、地域、家庭での和食の推進ということで、国産食材の導入、また、保護者を対象にした簡単な朝食の和食メニューの講習会等も含んでおります。

第三に、和食教育を通しまして、児童の社会性の向上、また、特に朝食をしっかりと食べるということで生活リズムの改善等の検証を行うものでございます。

5番目の期間といたしましては、平成26年4月23日から来年の2月28日までということになっております。また、資料に具体的に記載してありますけれども、来年2月に検証結果をまとめまして、これを国に提出して、国から全国の学校等に周知するという流れになっております。また、区でも来年3月にこの事業の報告会を予定しているところでございます。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問・ご意見がありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

特にはよろしいですか。

(「なし」の声)

それでは、特にご意見等がありませんので、以上の件につきましては終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説

明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

生涯学習推進課長 私からは、杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告させていただきます。

使用承認一覧の資料をご覧ください。5月分となっております。5月分の件数の合計は33件です。内訳としましては、定例のものが32件、新規のものが1件となっております。共催・後援の内訳は共催が9件、後援が24件でございます。なお、累計につきましては記載のとおりとなっております。

それでは、新規1件について、ご報告をさせていただきます。1ページおめくりください。1ページ目に生涯学習推進課のもので、1番上の行が新規になっております。名義形態は後援です。団体名は、くにたち市民オーケストラ、事業名は「くにたち市民オーケストラ第36回定期演奏会」、開催期間は平成26年7月26日から9月14日までとなっております。

私からの報告は以上になります。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの後援名義使用承認についてのご説明にご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか、特にありませんか。

(「なし」の声)

では、特にご意見等ありませんので、以上にしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、「アンネのバラの植樹式について」の説明を中央図書館次長からお願いいたします。

中央図書館次長 私からは、過日、中央図書館で開催いたしました、アンネのバラの植樹式について報告いたします。

当日は、馬場委員長をはじめ、田中委員、そして對馬委員にご出席いただきまして、ありがとうございました。

まず、期日、場所でございますが、平成26年6月15日(日)午前10時から午前11時頃まで、中央図書館で植樹式を開催いたしました。

式典及び植樹式の状況でございますが、まず、式典は中央図書館北側の広場で実施いたしました。内容といたしましては、感謝状の贈呈を行いました。これにつきましては、毀損事件公表後、いち早く、図書の寄贈等の支援をしていただきましたイスラエル大使館、日本ユダヤ教団、アンネ・フランク・ハウス財団の3者へ区長から感謝状を贈呈いたしました。なお、アンネ・フランク・ハウス財団の方は、都合によりご欠席でしたので、オランダ大使館の方に代理で受領してい

ただいております。

続きまして、式辞といたしまして、区長及び高井戸中学校アンネのバラ委員会代表の鈴木千学（すずき せんがく）君からそれぞれ式辞を頂戴いたしました。そして、祝辞といたしまして、イスラエル大使、日本ユダヤ教団会長、オランダ王国大使館一等書記官より、それぞれ祝辞を頂戴してございます。

次に、植樹式でございますが、中央図書館の自転車駐車場そばの花壇で行いました。高井戸中学校から3株、愛媛県の相原バラ園から5株、それぞれ分けていただきましたアンネのバラ合計8株を植樹いたしました。

そのほか、関連イベントといたしまして、親子連れを対象としたお話会を実施いたしました。また、午後に、高井戸中学校アンネのバラ委員会とアンネのバラ・サポーターズの活動紹介、そして、アンネへの手紙を文集にまとめた当時の生徒、現在、高円寺中学校の教諭でございますが、その方からのお話。そして、最後に映画「アンネの追憶」を上映いたしました。今回の植樹式につきましては、およそ100名の区民の皆さんが見守る中で行われました。

以上が、アンネのバラの植樹式についての報告でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

対馬委員 来場者100名と、今、この式典はとおっしゃいましたけれども、関連イベントなどには、どのくらい、いらっしゃったのですか。

中央図書館次長 お話会については3組6名の親子連れ、そして、午後のイベントにつきましては、延べ70名の方に講演とか映画の上映を見ていただきました。

委員長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

高井戸中学校の委員長が大変、立派な態度で立派な挨拶をされたので、すばらしかったというふうに思います。バラが本当に、これからきれいな花を咲かせてという、そんなふうにしてもらって、その意思を継いでいければというふうに思っていますので、また、今後ともよろしく願いしたいと思います。

では、特にありませんので、以上にさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、報告事項につきましては以上となります。

では、冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議を行います。その前に庶務課長から連絡事項等についてお願いいたします。

庶務課長 次回の日程でございますが、7月9日（水）の午後2時から予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 それでは、次回の定例会は7月9日（水）の午後2時ですので、ご予約を
お願いしたいと思います。

それでは、傍聴の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

では、引き続きまして、議案の審議を行います。

日程第1、議案第38号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」
の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第38号につきましてご説明を申し上げます。

区は昨年10月に、より公平性の高い保育料体系とするため、保育料を改定する
とともに、多子世帯の利用者負担軽減措置の拡充を行うなど、認可保育所等の保
育施設の利用者負担の見直しを行ったところでございます。また、私立の幼稚園
におきましても、国の幼稚園就園奨励費補助金の補助対象が拡大されたことから
本年4月より多子世帯の保護者負担軽減を開始したところでございます。これら
の取組等を踏まえまして、この度、区では区立子供園におきましても、多子世帯
に対する負担軽減を図るため、子供園の保育料につきまして、新たな減免制度を
設けることといたしました。そのため、子供園の保育料の減免を定めております、
杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正するに当たり、同規則第19条の規定に
基づきまして、杉並区長から杉並区教育委員会に協議がなされたものでございま
す。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧
ください。保育料の減免について定めております第16条第1項におきまして、多
子世帯への負担軽減を図るため、当該園児が第2子、または第3子以降である世
帯のうち、当該園児の年長の兄・姉が子供園・幼稚園・保育所等を利用している
場合、または小学校第1学年から第3学年までに在籍している場合、このいずれ
かに該当する場合につきまして、新たに減免対象とするものでございます。

具体的な減免の内容でございますが、第4号におきまして、該当する兄・姉が
2人以上の場合は、当該園児の保育料を免除とし、第5号におきましては、該当
する兄・姉が1人の場合は当該園児の保育料を5割減額とするものでございます。
そのほか、従来の減免対象事由を定めてございます第1号の規定におきまして、
法律名の変更に伴う改正を行うなど、所要の規定の整備を図るものでございま
す。

最後に附則でございますが、施行期日を公布の日とするほか、新たな保育料の
減免につきましては、平成26年4月1日から適用することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につつまし

てご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

基本的に援助がかなり手厚くなってきているというふうな捉え方でいいわけですね。

庶務課長 その通りです。所得制限がなくなりますので、今まで減免を受けることができなかつた方が受けられるようになるというものです。

委員長 特にはよろしいですか。それでは、特にご意見等はありませんので、議案第38号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第38号は原案のとおり可決いたします。

以上で、予定されておりました日程は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会は閉会させていただきます。ご苦労様でした。